

第102回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時

開催場所

福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3351番地8

当社 宇美工場会議室

書面（郵送）またはインターネットによる
議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）

午後5時55分まで

目次

■第102回定時株主総会招集ご通知……………	1
■株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	5
第2号議案 取締役5名選任の件……………	6
第3号議案 監査役1名選任の件……………	11
■事業報告……………	13
■連結計算書類……………	32
■計算書類……………	43
■監査報告書……………	52

証券コード5953
2024年6月11日
(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

株 主 各 位

福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3351番地8

昭和鉄工株式会社

代表取締役社長 日 野 宏 昭

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、令和6年能登半島地震により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.showa.co.jp/ir/general/>



QRコードからも
当社ウェブサイト
にアクセスが
できます

福岡証券取引所ウェブサイト <https://www.fse.or.jp/listed/search.php>



QRコードからも
福証ウェブサイト
にアクセスが
できます

(上記の福証ウェブサイトへアクセスいただく場合は、「銘柄名」に「昭和鉄工」または「コード」に当社証券コード「5953」を入力・検索し、「詳細情報」を選択のうえ、「上場会社詳細情報」にある「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2024年6月25日（火曜日）午後5時55分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法につきましては、3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3351番地8
当社 宇美工場会議室（末尾のご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第102期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第102期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の各ウェブサイト  
に修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2024年6月26日（水曜日）午前10時開始

## 株主総会にご出席されない場合

### ■ 書面（郵送）による議決権行使の場合



**行使期限** 2024年6月25日（火曜日）午後5時55分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入のうえ、ご投函ください。

なお、議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

### ■ インターネットによる議決権行使の場合（パソコンまたはスマートフォン）



**行使期限** 2024年6月25日（火曜日）午後5時55分入力分まで

各議案に対する賛否をご入力ください。行使方法につきましては、4頁をご参照ください。

### ⚠️ ご注意

1. 当日ご出席の場合は、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。当日、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
3. インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。
4. インターネットと書面（郵送）の両方で議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回またはパソコン、スマートフォンにて重複して議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



## 「スマート行使」によるご行使

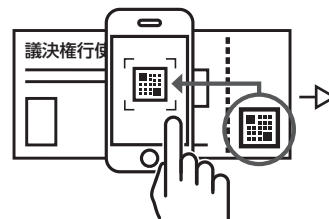
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずに議決権を行使することができます。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

### 「スマート行使」ご利用イメージ

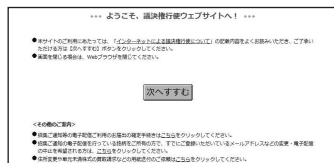


以降は画面の案内に従って  
議案の賛否をご入力ください。



## 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

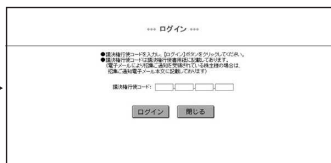
### 1 議決権行使ウェブサイト にアクセス



ウェブ行使

<https://www.web54.net>  
「次へすすむ」をクリック

### 2 ログイン



同封の議決権行使書用紙に記載  
された「議決権行使コード」を  
入力し、「ログイン」をクリック

### 3 パスワードの入力



同封の議決権行使書用紙に記載  
された「パスワード」を入力し、  
実際にご使用になる新しいパス  
ワードを登録

以降は画面の案内に従って  
議案の賛否をご入力ください。

(1) インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

☎0120(652)031 (受付時間9：00～21：00)

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式数など)は、右記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9：00～17：00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への安定的な配当の継続を最重要課題と位置づけており、加えて企業業績の他、今後予想される競争激化に耐えうるための経営効率化、新製品開発に備えるための内部留保の充実を勘案し、配当を行うことを基本方針としております。

第102期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の経営環境の見通し等を勘案したうえで、2023年10月に創業140周年を迎えたことを記念し、1株につき普通配当50円に特別配当50円及び創業140周年記念配当40円を加えた140円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金140円  
(うち普通配当50円、特別配当50円、創業140周年記念配当40円)  
総額115,351,180円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年6月27日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名                                                | 当社における現在の地位及び担当                     | 取締役会<br>出席回数       |
|------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------|
| 1          | ひのひろあき<br>日 野 宏 昭 <span>再任</span>                  | 代表取締役社長CEO <span>役員報酬委員会 委員長</span> | 13/13回<br>(100.0%) |
| 2          | おじまたかのり<br>尾 島 孝 則 <span>再任</span>                 | 取締役上級執行役員管理本部長兼総務部長                 | 13/13回<br>(100.0%) |
| 3          | しぎょうたかひろ<br>執 行 貴 洋 <span>再任</span>                | 取締役上級執行役員事業本部長                      | 13/13回<br>(100.0%) |
| 4          | うえのとしゆき<br>上 野 俊 幸 <span>再任</span> <span>社外</span> | 社外取締役 <span>役員報酬委員会 委員</span>       | 9/10回<br>(90.0%)   |
| 5          | さとうきみとし<br>佐 藤 仁 俊 <span>新任</span> <span>社外</span> | —                                   | —                  |

(注) 上野俊幸氏は、2023年6月28日就任後開催の取締役会10回中9回に出席しております。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          |  <p>ひ の ひろ あ き<br/>日 野 宏 昭<br/>(1961年 1 月23日生)</p>     | <p>1983年 4 月 当社入社<br/>2006年 4 月 機器・装置事業本部環境空調事業部特販部長<br/>2010年 4 月 機器装置事業部技術部長<br/>2013年 4 月 事業統括部素形材 B U 長兼技術部長<br/>2015年 4 月 執行役員事業統括部副統括部長兼素形材事業部長<br/>2017年 4 月 上級執行役員事業統括部技術・製造本部長<br/>2017年 6 月 取締役上級執行役員事業統括部技術・製造本部長<br/>2018年 4 月 取締役上級執行役員事業統括部技術・製造本部長兼構造改革推進部長<br/>2020年 6 月 代表取締役社長 C E O 構造改革推進部長<br/>2023年 4 月 代表取締役社長 C E O<br/>現在に至る</p> | 4,100株            |
| 2          |  <p>お じ ま た か の り<br/>尾 島 孝 則<br/>(1965年 5 月27日生)</p> | <p>1990年 4 月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行<br/>2018年 11 月 当社入社<br/>2019年 4 月 管理統括部副統括部長兼経営企画室長<br/>執行役員管理統括部副統括部長兼経営企画室長兼総務部長<br/>2020年 4 月 上級執行役員管理統括部長兼経営企画室長兼総務部長<br/>2020年 6 月 取締役上級執行役員管理統括部長兼経営企画室長兼総務部長<br/>2022年 4 月 取締役上級執行役員管理本部長兼経営企画室長兼総務部長<br/>2023年 4 月 取締役上級執行役員管理本部長兼総務部長<br/>現在に至る</p>                                                        | 1,200株            |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | <br>しげよう たかひろ<br>執 行 貴 洋<br>(1965年10月24日生)    | 1986年 4 月 当社入社<br>2017年 4 月 事業統括部素形材事業部長<br>2020年 4 月 執行役員事業統括部製造本部長兼素形材事業部長<br>2021年 4 月 執行役員事業統括部技術・製造本部長兼素形材事業部長<br>2022年 4 月 上級執行役員事業本部副本部長<br>2022年 6 月 取締役上級執行役員事業本部副本部長<br>2024年 4 月 取締役上級執行役員事業本部長<br>現在に至る                                                                                                             | 1,500株            |
| 4          | <br>う え の としゆき<br>上 野 俊 幸<br>(1963年 5 月24日生) | 1987年 4 月 西部瓦斯株式会社（現 西部ガスホールディングス株式会社）入社<br>2013年 1 月 株式会社西商代表取締役社長<br>2018年 4 月 西部瓦斯株式会社（現 西部ガスホールディングス株式会社）理事<br>2019年 4 月 同 理事営業本部法人リビング開発部長<br>2021年 4 月 西部瓦斯株式会社執行役員営業本部営業計画部長<br>2022年 4 月 同 常務執行役員営業本部営業計画部長<br>2023年 4 月 同 取締役常務執行役員営業本部副本部長<br>2023年 6 月 当社社外取締役<br>現在に至る<br>2024年 4 月 西部瓦斯株式会社取締役常務執行役員営業本部長<br>現在に至る | 0株                |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5          |  <p>※ さとう きみとし<br/>佐 藤 仁 俊<br/>(1965年12月13日生)</p> | <p>1988年 4 月 西日本鉄道株式会社入社<br/> 2012年 7 月 同 都市開発事業本部事業統括部長<br/> 2013年 7 月 同 都市開発事業本部計画部長<br/> 2015年 6 月 同 住宅事業本部マンション事業部長<br/> 2019年 4 月 同 都市開発事業本部企画開発部長<br/> 2020年 4 月 同 常務執行役員都市開発事業本部長兼企画開発部長<br/> 2022年 4 月 同 常務執行役員都市開発事業本部長兼建築技術統括部長<br/> 2024年 4 月 同 常務執行役員建築技術統括部長兼海外開発事業部長<br/> 現在に至る</p> | 0株                |

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 上野俊幸氏及び佐藤仁俊氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は上野俊幸氏につき一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有していると判断し、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員としての届出を継続する予定であります。

また、当社は佐藤仁俊氏につき一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有していると判断し、同氏の選任が承認された場合、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要等

上野俊幸氏につきましては、主に社会基盤事業の経営に関する豊富な経験を通じて培った高い見識から、取締役会や役員報酬委員会等において、当社経営陣の業務執行の監督機能強化への貢献及び客観的な視点からの助言・提言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

また、佐藤仁俊氏につきましては、主に社会基盤事業の経営に関する豊富な経験を通じて培った高い見識から、取締役会や役員報酬委員会等において、当社経営陣の業務執行の監督機能強化への貢献及び客観的な視点からの助言・提言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人財を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者である上野俊幸氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。

また、社外取締役候補者である佐藤仁俊氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する。

- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

6. 取締役との役員等賠償責任保険契約について

当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償金や争訟費用等の損害を当該役員等賠償責任保険契約で填補することとしております。

なお、各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となり、任期途中に当該役員等賠償責任保険契約を更新する予定であります。

7. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役3名のうち、吉田泰彦氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                  | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <br>※ 横田 浩二<br>(1958年5月24日生) | 1982年4月 株式会社福岡銀行入行<br>2009年4月 同 経営管理部長<br>2010年4月 同 営業推進部長<br>2011年4月 同 執行役員営業推進部長<br>株式会社ふくおかフィナンシャルグループ執行役員営業企画部長<br>2013年4月 株式会社福岡銀行常務執行役員<br>2014年4月 同 取締役常務執行役員<br>2017年4月 同 取締役専務執行役員<br>株式会社親和銀行（現 株式会社十八親和銀行）取締役<br>2017年6月 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ取締役執行役員<br>2019年4月 株式会社福岡銀行代表取締役副頭取<br>2019年5月 ゼロバンク・デザインファクトリー株式会社代表取締役<br>2020年12月 株式会社みんなの銀行代表取締役頭取<br>2022年4月 同 取締役会長<br>2024年4月 同 顧問<br>現在に至る | 0株         |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 横田浩二氏は当社の特定関係事業者である株式会社福岡銀行の元代表取締役副頭取であり、当社は同社との間に借入等の取引関係があります。また、横田浩二氏は当社の特定関係事業者である株式会社親和銀行（現 株式会社十八親和銀行）の元取締役であり、当社は同社との間に借入等の取引関係があります。
3. 横田浩二氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由  
横田浩二氏につきましては、金融の専門家として培われた知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

5. 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人財を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者である横田浩二氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

6. 監査役との役員等賠償責任保険契約について

当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償金や争訟費用等の損害を当該役員等賠償責任保険契約で填補することとしております。

なお、監査役候補者が監査役に就任した場合は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となり、任期途中に当該役員等賠償責任保険契約を更新する予定であります。

7. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以 上

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、社会経済活動が正常化に向かうとともに緩やかな持ち直しの動きが見られる一方で、原材料価格の高止まりや不安定な為替相場等の影響により、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような情勢の中で当社グループは、2023年度から2025年度までの3ヶ年における新中期経営計画「人財戦略・事業戦略を一貫させた強い昭和鉄工で持続的社会への一翼を担おう!」の初年度として、2023年度は連結売上高127億円、連結売上高営業利益率2.1%の達成を目指し、重点課題である「事業運営と管理運営の抜本的見直し（データドリブン経営）」及び「組織風土改革と自律人財の育成（人財第一主義経営）」並びに「ライフサイクル型事業の推進」及び「サステナブル新商品の創出」に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は135億1千5百万円（前連結会計年度比12.2%増）、受注高につきましては139億4千6百万円（同比6.2%増）となりました。

損益面では、売上高の増加に加えて、原材料価格の高騰に対応した適正な売価の設定や製造工程の見直しによる原価低減等により、経常利益は8億3千2百万円（前連結会計年度比1,369.7%増）となりました。

また、特別利益に投資有価証券売却益3億2千5百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は10億4千8百万円（前連結会計年度比1,228.9%増）となりました。

事業セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### [機器装置事業]

機器装置事業につきましては、ボイラー、ヒーター等の熱源機器やエアハンドリングユニット、ヒートポンプ式外気処理機等の空調機器の売上が旺盛な建設投資を背景に好調に推移しました。また、熱処理炉等のサーモデバイス機器は海外向け案件の売上が低調に推移しました。

その結果、当事業の売上高は73億4千1百万円（前連結会計年度比8.9%増）、受注高は73億1千6百万円（同比5.6%減）となりました。

[素形材加工事業]

素形材加工事業につきましては、鋳造品は主要顧客の在庫調整が進んだことにより需要が増加し、売上が好調に推移しました。景観製品は東北地区を中心に橋梁用防護柵の売上が伸長しました。

その結果、当事業の売上高は22億5千5百万円（前連結会計年度比17.1%増）、受注高は22億6千7百万円（同比17.1%増）となりました。

[サービスエンジニアリング事業]

サービスエンジニアリング事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による行動制限の解除を背景に需要が回復し、取替工事や有料サービスが好調に推移しました。

その結果、当事業の売上高は39億1千7百万円（前連結会計年度比16.1%増）、受注高は43億6千2百万円（同比26.3%増）となりました。

セグメント別の売上高、受注高の状況は次のとおりであります。

|                | 売 上 高   |        | 受 注 高   |        |
|----------------|---------|--------|---------|--------|
|                | 金額（百万円） | 構成比（%） | 金額（百万円） | 構成比（%） |
| 機 器 装 置 事 業    | 7,341   | 54.3   | 7,316   | 52.4   |
| 素 形 材 加 工 事 業  | 2,255   | 16.7   | 2,267   | 16.3   |
| サービスエンジニアリング事業 | 3,917   | 29.0   | 4,362   | 31.3   |
| 合 計            | 13,515  | 100.0  | 13,946  | 100.0  |

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、機器装置事業におけるパンチレーザ複合加工機の導入及び素形材加工事業における縦型マシニングセンターの導入を中心に総額3億4千4百万円の設備投資を実施いたしました。

これらの設備資金は、自己資金によってまかなっております。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達に関し、特記すべき事項はありません。

## (4) 財産及び損益の状況

| 区 分                                             | 第 99 期<br>(2021年 3 月期) | 第 100 期<br>(2022年 3 月期) | 第 101 期<br>(2023年 3 月期) | 第 102 期<br>(2024年 3 月期)<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------------------|
| 受 注 高 (百万円)                                     | 10,207                 | 11,890                  | 13,138                  | 13,946                               |
| 売 上 高 (百万円)                                     | 11,464                 | 10,735                  | 12,042                  | 13,515                               |
| 経 常 利 益 また は<br>経 常 損 失 (△) (百万円)               | 173                    | △154                    | 56                      | 832                                  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益または<br>親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円) | 208                    | △99                     | 78                      | 1,048                                |
| 1株当たり当期純利益または<br>1株当たり当期純損失 (△) (円)             | 252.65                 | △120.26                 | 95.78                   | 1,272.88                             |
| 総 資 産 (百万円)                                     | 15,335                 | 14,796                  | 15,635                  | 19,956                               |
| 純 資 産 (百万円)                                     | 5,396                  | 5,025                   | 5,634                   | 8,779                                |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失の算出は、期中平均株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第100期の期首から適用しており、第100期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりであります。
- 第99期 新型コロナウイルス感染症拡大による営業・サービス活動の制限に伴う売上高の減少等はありませんでしたが、全社的な経費削減に加え、特別利益として投資有価証券売却益の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比増となりました。
- 第100期 新型コロナウイルス感染症拡大による営業・サービス活動の一部制限に加え、原材料の価格上昇や調達遅延、顧客の工事延期等も影響し、親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。
- 第101期 原材料・資源価格の上昇や売価への反映遅れ等はありませんでしたが、設備投資の需要増に伴う受注環境の好転により売上高が増加し、親会社株主に帰属する当期純利益を計上いたしました。
- 第102期 当連結会計年度につきましては「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## (5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は雇用・所得環境の改善や株高による資産効果等を背景に回復基調の持続が期待される一方で、物価の上昇やマイナス金利政策の解除等により景気が下振れするリスクもあり、依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような情勢の中で当社グループは、2023年度から2025年度までの3ヶ年における中期経営計画「人財戦略・事業戦略を一貫させた強い昭和鉄工で持続的社會への一翼を担おう！」の2年目の年として、当社グループが新たな成長トレンドに向かうべく、これまで当社の長い歴史を支えてきたモノづくりへの想いと熟技術の探求へ原点回帰する一方で、直面する社会や環境の様々な課題に取り組み、持続的に成長する共存共栄の世界実現の一翼を担えるよう、次の重点課題を実現してまいります。

### 【リバイバルS HOWA】人財戦略と事業戦略が一貫した“強い昭和鉄工”の実現

1. 事業運営と管理運営の抜本的見直し（データドリブン経営）
  - ・DX推進部によるデータ分析基盤の整備、データ活用文化の醸成と事業部門の能動的な顧客獲得・提案に寄与するデジタル施策の推進
  - ・財務経理部による原価・売価のチェック機能強化と事業部門の業務効率化サポート
  - ・人事部による人財データベースの構築と事業戦略に連動した人財配置・競争優位の支援
  - ・資材部主導のタイムリーな価格情報分析、在庫・外注管理、部品の共通化等による収益率の改善
  - ・品質保証部と技術・製造・営業・サービス部隊の協同によるデータ分析に基づいた生産工程・品質不良コントロールと顧客ニーズに基づいたより良い製品提案
  - ・内部監査室主導の事業施策遂行リスク分析、業務改善提言等による内部統制の拡充
2. 組織風土改革と自律人財の育成（人財第一主義経営）
  - ・「人」で勝てる現場力向上に向けたミッション・ビジョン・バリューの定着化
  - ・揺るぎない価値創造とリーダーシップ開発のための階層別教育システムや社内アカデミーの確立

## 【サバイバルS HOWA】強い昭和鉄工が一翼を担う“持続的会社”の実現

### 1. ライフサイクル型事業の推進

- ・顧客の持続的成長に不可欠な省エネ製品組込型システムの提案や有効スペース拡充確保に寄与するコンパクト製品の量産化
- ・省エネ診断、省エネチューニング等の顧客満足度向上に向けた継続的なフォロー提案
- ・脱炭素社会に向けて顧客の一番近くで低炭素化を支援するサービスエンジニアの育成強化
- ・安全性・耐候性に加えライフサイクルコスト抑制の施工性に富んだ橋梁用多目的フェンスの拡販

### 2. サステナブル新商品の創出

- ・カーボンニュートラルに向けた新型業務用エコキュートの上市や高効率ヒーターのスタンダード化
- ・CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ搭載の次世代外気処理機やZEB推進に合わせた省エネ空調機の開発
- ・加熱機器の電化・省エネ化に向け、個々の顧客要望に対応可能な電気ヒーターのカスタム提案
- ・半導体製造装置等の市場向けに自動化・温湿度管理性能向上の熱風循環式加熱炉の開発・提案
- ・機能差別性の高いIRセラミックヒーターのシリーズ展開とユニット製品化
- ・安全性・機能性・デザイン性に富んだ生活道路用柵や車止めの開発

これからも『誠実を造り、誠実を売り、誠実をサービスする』の社是のもと、全社共通の価値観であるミッション・ビジョン・バリューを実践し、全力をつくして業績の向上と安定した収益基盤の確立に邁進していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

| 事業部門           | 事業内容                                                                                                             |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機器装置事業         | ファンコイルユニット・エアハンドリングユニット等の空調機器、業務用エコキュート・ボイラー・ヒーター・バーナー・オユシス等の熱源機器、循環温浴器・空気清浄機等の環境機器、液晶パネル製造用熱処理炉等のサーモデバイス機器の製造販売 |
| 素形材加工事業        | 橋梁用防護柵等の景観製品、鋳造品等の製造販売                                                                                           |
| サービスエンジニアリング事業 | 空調機器、熱源機器等の一部販売・メンテナンス・取替工事及び給排水衛生設備等の設計・監理・施工の請負                                                                |

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社

| 名称     |       | 所在地      | 名称  |        | 所在地     |
|--------|-------|----------|-----|--------|---------|
| 本社     |       | 福岡県糟屋郡   | 営業所 | 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市 |
| 支社     | 東京支社  | 神奈川県川崎市  |     | 広島営業所  | 広島県広島市  |
| 支店     | 東京支店  | 神奈川県川崎市  |     | 下関営業所  | 山口県下関市  |
|        | 大阪支店  | 大阪府大阪市   |     | 南九州営業所 | 熊本県熊本市  |
|        | 九州支店  | 福岡県糟屋郡   | 工場  | 札幌工場   | 北海道石狩市  |
| 営業所    | 札幌営業所 | 北海道石狩市   |     | 宇美工場   | 福岡県糟屋郡  |
|        | 仙台営業所 | 宮城県仙台市   |     | 古賀工場   | 福岡県古賀市  |
| 北関東営業所 |       | 埼玉県さいたま市 |     |        |         |

(注) 当社は、2023年11月30日付で鹿児島営業所を廃止し、2024年4月1日付で東北支店を新設いたしました。

② 子会社

| 社名             | 所在地    |
|----------------|--------|
| 昭和トータルサービス株式会社 | 福岡県糟屋郡 |

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 子会社の状況

| 会 社 名          | 資 本 金 | 出 資 率  | 主 要 な 事 業 内 容         |
|----------------|-------|--------|-----------------------|
| 昭和トータルサービス株式会社 | 70百万円 | 100.0% | 業務請負、労働者派遣及び不動産の管理・賃貸 |

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 373名    | 8名減         |

(注) 従業員数には、臨時パート社員及び嘱託は含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|---------|--------|
| 368名    | 10名減   | 40.8歳   | 17.8年  |

(注) 従業員数には、臨時パート社員及び嘱託は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先の状況

| 借 入 先                   | 借 入 額 (百万円) |
|-------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 福 岡 銀 行         | 1,095       |
| 株 式 会 社 西 日 本 シ テ イ 銀 行 | 585         |
| 株 式 会 社 北 九 州 銀 行       | 445         |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 400         |
| 株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行     | 375         |

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式に関する事項

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 2,400,000 株                |
| ② 発行済株式の総数 | 823,937 株 (自己株式73,063株を除く) |
| ③ 株 主 数    | 790 名                      |

### (2) 大株主の状況（上位10名）

| 株 主 名                           | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|---------------------------------|-----------|-------------|
| 株 式 会 社 福 岡 銀 行                 | 38,650    | 4.69        |
| 株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行         | 38,500    | 4.67        |
| 株 式 会 社 北 九 州 銀 行               | 35,750    | 4.33        |
| 西 部 ガ ス ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 | 34,500    | 4.18        |
| 西 日 本 鉄 道 株 式 会 社               | 29,100    | 3.53        |
| 飯 田 久 泰                         | 26,700    | 3.24        |
| 飯 田 卓 子                         | 25,061    | 3.04        |
| 飯 田 吉 宣                         | 23,988    | 2.91        |
| 渡 辺 秀 一 郎                       | 22,200    | 2.69        |
| 稲 田 好 美                         | 19,813    | 2.40        |

- (注) 1. 当社は自己株式（73,063株）を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。  
2. 持株比率は、自己株式（73,063株）を控除して計算しております。

### (3) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                             |
|--------------|---------|----------------------------------------------------------|
| 取締役（代表取締役社長） | 日 野 宏 昭 | C E O                                                    |
| 取締役          | 井 上 敏   | 常務執行役員事業本部長                                              |
| 取締役          | 尾 島 孝 則 | 上級執行役員管理本部長兼総務部長                                         |
| 取締役          | 執 行 貴 洋 | 上級執行役員事業本部副本部長                                           |
| 取締役          | 上 野 俊 幸 | 西部瓦斯株式会社 取締役常務執行役員                                       |
| 取締役          | 松 尾 利 浩 | 西日本鉄道株式会社 常務執行役員                                         |
| 常 勤 監 査 役    | 伊 達 正 治 |                                                          |
| 監 査 役        | 吉 田 泰 彦 | 株式会社福岡銀行 顧問<br>株式会社F F Gベンチャービジネスパートナーズ 代表取締役社長          |
| 監 査 役        | 本 田 隆 茂 | 株式会社西日本フィナンシャルホールディングス 取締役執行役員<br>株式会社西日本シティ銀行 取締役常務執行役員 |

- (注) 1. 取締役上野俊幸氏及び松尾利浩氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役吉田泰彦氏及び本田隆茂氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役上野俊幸氏及び松尾利浩氏は、当社が両氏につき一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有していると判断し、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ・2023年6月28日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって、村瀬廣記氏は取締役を退任いたしました。
  - ・2023年6月28日開催の第101回定時株主総会において、上野俊幸氏は取締役に選任され、就任いたしました。

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、その保険料については全額当社が負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等は填補の対象とならないこととしております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

#### [基本方針]

当社は、取締役の報酬等について、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するための重要事項の一つと位置づけ、次の基本方針に基づき役員報酬制度を設計しております。

- ・ 当社及び当社グループの持続的な成長と永続的な企業価値の向上を目的として、企業理念や経営方針に即した職務遂行を最大限に促し、業績目標の達成を動機づけるものとします。
- ・ 会社にとっての稔りは人財であると謳う「会社農場論」の精神のもと、経営環境及び当社が担う社会的役割や責任等を勘案し、当社の発展を担う多様で有為な人財を確保・維持できるものとします。
- ・ 株主や従業員をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる公正性・合理性を備え、透明性・客観性の高い報酬決定プロセスを経るものとします。

個々の取締役の報酬等の決定については、各職責を踏まえた適正な水準とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、毎事業年度の業績改善に加えて中長期的な成長を動機づけるため、「固定報酬としての基本報酬」及び「業績連動報酬等」により構成し、業務執行から独立した立場で監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職責に鑑み、「固定報酬としての基本報酬」のみとしております。

#### [基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針]

基本報酬は、株主総会の決議により定められた取締役報酬限度額の範囲内で、各取締役の役位、職務内容、職責に応じた月額の固定報酬とします。

なお、定期的に外部の客観的データ、評価データ等を活用し、業種、業態、事業規模等が類似する他企業の報酬水準、当社の財務状況や従業員給与の水準をも考慮のうえ、総合的に勘案して決定します。

[業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針]

業績連動報酬等は、株主総会の決議により定められた取締役報酬限度額の範囲内で、利益ある成長の実現と業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（K P I）を反映し、賞与として毎年一定の時期に支給する金銭報酬とします。

目標とする業績指標とその値は、当社グループの会社業績に関わる重要な連結経営指標から、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、経営環境の変化に応じて見直しを行うものとします。

業績連動報酬等の額の算定方法は、各事業年度において、業績指標の目標値に対する達成度に応じて算出された額に対し、社外取締役を除く各取締役の役位、職務内容、職責を反映して支給額を決定します。

[金銭報酬の額及び業績連動報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針]

業務執行取締役の種類別の報酬割合は、業種、業態、事業規模等が類似する他企業の報酬水準を踏まえ、当社の事業性質やインセンティブ報酬の実効性等を考慮のうえ、総合的に勘案して決定します。

なお、種類比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝8：2とします。

[取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項]

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会において決定します。

なお、報酬決定プロセスに関する透明性及び公正性をより一層向上させることを目的として、当社が任意に設置し、社外取締役が過半数を占める役員報酬委員会にて、客観的な視点から取締役の報酬水準、報酬構成、報酬額の妥当性等について審議します。

取締役会は、役員報酬委員会の審議・答申内容を踏まえ、最終決定しなければならないものとします。

## ② 監査役の報酬等の額に係る決定方針に関する事項

当社は、監査役会における監査役の協議により、監査役の報酬等の額に係る決定方針を定めております。

[基本方針]

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定められた監査役報酬限度額の範囲内で、その職責が取締役の職務執行の監査であることから基本報酬のみとし、常勤・非常勤の区分、業務分担の状況等を勘案し、月額固定報酬を支給します。

なお、定期的に外部の客観的データ、評価データ等を活用し、業種、業態、事業規模等が類似する他企業の報酬水準を考慮しながら、監査役の協議により決定します。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）は、1991年6月27日開催の第69回定時株主総会において月額15百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。

また、監査役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第69回定時株主総会において月額4百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、原案について、役員報酬委員会が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会が役員報酬委員会の審議・答申内容を尊重して決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 区 分                 | 員数  | 報酬等の種類別の総額 |             | 報酬等の総額 |
|---------------------|-----|------------|-------------|--------|
|                     |     | 基本報酬（固定報酬） | 業績連動報酬等（賞与） |        |
| 取 締 役<br>（社外取締役を除く） | 4 名 | 62百万円      | 13百万円       | 76百万円  |
| 監 査 役<br>（社外監査役を除く） | 1 名 | 10百万円      |             | 10百万円  |
| 社 外 取 締 役           | 3 名 | 6 百万円      |             | 6 百万円  |
| 社 外 監 査 役           | 2 名 | 4 百万円      |             | 4 百万円  |
| 合 計                 | 10名 | 84百万円      | 13百万円       | 97百万円  |

- （注） 1. 取締役及び監査役の員数及び報酬等の総額には、2023年6月28日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。  
2. 業績連動報酬等（賞与）の総額は、当事業年度に係る未払役員賞与であります。

3. 当事業年度に係る業績連動報酬等（賞与）の支給について

当事業年度に係る業績連動報酬等（賞与）の業績指標（KPI）の内容は、中期経営計画で掲げた連結数値目標（売上高12,700百万円、営業利益270百万円、営業利益率2.1%）であり、当事業年度の実績は売上高13,515百万円、営業利益662百万円及び営業利益率4.9%であります。当該業績指標を選択した理由は、中期経営計画で掲げた連結数値目標が当社の利益ある成長の実現と業績向上に対する意識を高める明確な指標となると判断しているからであります。また、業績連動報酬等（賞与）の額の算定方法は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。

#### (4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・ 社外取締役上野俊幸氏は、西部瓦斯株式会社の取締役常務執行役員であります。なお、当社は西部瓦斯株式会社との間に一般消費者としての通常の取引関係があります。また、西部瓦斯株式会社の親会社である西部ガスホールディングス株式会社は当社の大株主であり、当社は西部ガスホールディングス株式会社及びその関係会社との間に一般消費者としての通常の取引関係があります。
- ・ 社外取締役松尾利浩氏は、西日本鉄道株式会社の常務執行役員であります。なお、西日本鉄道株式会社は当社の大株主であり、当社は西日本鉄道株式会社及びその関係会社との間に一般消費者としての通常の取引関係があります。
- ・ 社外監査役吉田泰彦氏は、株式会社福岡銀行の顧問及び株式会社F F Gベンチャービジネスパートナーズの代表取締役社長であります。なお、株式会社福岡銀行は当社の大株主であり、当社は株式会社福岡銀行との間に借入等の取引関係があります。また、株式会社F F Gベンチャービジネスパートナーズの親会社である株式会社ふくおかフィナンシャルグループは株式会社福岡銀行の親会社でもあります。当社と株式会社F F Gベンチャービジネスパートナーズとの間に特別の関係はありません。
- ・ 社外監査役本田隆茂氏は、株式会社西日本フィナンシャルホールディングスの取締役執行役員及び株式会社西日本シティ銀行の取締役常務執行役員であります。なお、株式会社西日本フィナンシャルホールディングスの子会社である株式会社西日本シティ銀行は当社の大株主であり、当社は株式会社西日本シティ銀行との間に借入等の取引関係があります。

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名     | 区 分   | 主な活動状況                                                                                                                                                           |
|---------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上 野 俊 幸 | 社外取締役 | 就任後開催の取締役会10回中9回に出席し、主に社会基盤事業の経営に関する豊富な経験を通じて培った高い見識から、当社の経営上有用な発言を適宜行っております。<br>また、役員報酬委員会の委員として、報酬決定プロセスに関する透明性及び公正性をより一層向上させることを念頭に、客観的な視点から意見・提言を行っております。    |
| 松 尾 利 浩 | 社外取締役 | 当事業年度開催の取締役会13回中10回に出席し、主に社会基盤事業の経営に関する豊富な経験を通じて培った高い見識から、当社の経営上有用な発言を適宜行っております。<br>また、役員報酬委員会の委員として、報酬決定プロセスに関する透明性及び公正性をより一層向上させることを念頭に、客観的な視点から意見・提言を行っております。 |
| 吉 田 泰 彦 | 社外監査役 | 当事業年度開催の取締役会13回中11回に出席し、また当事業年度開催の監査役会9回中7回に出席し、主に銀行業務を通じて培った豊富な経験から、当社の経営上有用な発言を適宜行っております。                                                                      |
| 本 田 隆 茂 | 社外監査役 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会9回全てに出席し、主に銀行業務を通じて培った豊富な経験から、当社の経営上有用な発言を適宜行っております。                                                                         |

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法律が規定する最低責任限度額であります。

## ④ 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                  | 支 払 額 |
|----------------------------------|-------|
| ①会計監査人の報酬等の額                     | 32百万円 |
| ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制に係る「企業倫理規範」及び「企業行動指針」を制定し、当社及び子会社の役員及び使用人が法令及び定款を遵守するとともに、企業倫理を自ら実践します。
- ② 取締役会の経営監督機能を強化し、かつ独立した公正な立場から経営判断に対するアドバイスを受けるため、複数の社外取締役の招聘に努めます。
- ③ 法令遵守の徹底を図るため、当社及び子会社の役員及び使用人から構成されるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の適正運用を進めています。  
また、法令違反等の未然防止と早期発見のため、内部通報・相談制度（コンプライアンスホットライン）を設置しています。
- ④ 財務報告に係る内部統制システムの信頼性を確保するため、代表取締役社長直轄の内部監査室において業務の文書化及び的確な報告プロセスの整備を統括するとともに、内部統制の基本的要素の有効性を評価したうえで必要な改善を推進しています。
- ⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「恐れない、金を出さない、利用しない」の原則を守ります。  
また、警察及び関係省庁並びに顧問弁護士等との密接な連携を図り、反社会的勢力に関する情報と適切な助言や協力を確保できる体制をとっています。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（以下、「文書等」という）については、「文書管理規程」に基づき適切に保存し、かつ管理を行っています。
- ② 取締役及び監査役は、文書等を常時閲覧できるものとしています。

### (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行い、各部門（子会社を含む）の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行っています。
- ② 各部門（子会社を含む）において、リスク管理に係る各種社内規程を見直し、必要に応じてリスク管理の観点から規程の制定を行います。

### (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度の運用により、意思決定と業務執行の機能分離を図り、取締役会を活性化するとともに、経営意思決定を迅速に行う体制をとっています。

- ② 定例の取締役会や常勤役員会の他、執行役員を含めた経営会議を開催し、経営計画及び各部門（子会社を含む）の業務計画について、進捗状況及び施策の実施状況等を定期的に確認し、必要な検討を行っています。
- ③ 通常の職務の執行は、職務権限に係る社内規程に基づき、適切かつ効率的に行っています。

**(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

- ① 当社と子会社との間における不正な取引や会計処理を防止するため、当社において指導及び内部統制に関する対応支援を行っています。
- ② 子会社の管理に関する「関係会社管理規程」により、子会社に係る一定の事項については、事前に当社と協議し、承認を得ることにしています。  
また、子会社の取締役の職務の執行に係る事項については、当社はいつでも子会社に必要な報告を求めることができるものとしています。

**(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役は、必要に応じて総務部その他の使用人に対し、監査に必要な業務を命令することができるものとしています。
- ② 監査役の職務を補助する使用人は、その業務に関して取締役の指揮命令を受けずに、監査役の指示に誠実に従わなければならないことにしています。  
また、当該使用人の人事異動等については、監査役の意見を尊重することにしています。

**(7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社及び子会社の役員及び使用人は、当社の監査役に対し、法令及び定款に違反する事項、会社に著しい影響を及ぼす事項及び経営状況に関する事項について、速やかに報告する体制をとるとともに、当社の監査役はいつでも当社及び子会社の役員及び使用人に必要な報告を求めることができるものとしています。
- ② 当社の監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役員及び使用人に周知徹底します。

**(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査に必要な予算を計上し、当該予算内で適正に管理しています。

また、緊急又は臨時に支出した費用については、監査役の請求に応じて償還することになっています。

**(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を行い、意思の疎通を図っています。
- ② 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査室と財務経理部、総務部及び経営企画室の担当役員は連携し、監査役の要求に応じた支援体制をとることとしています。

**当該体制の運用状況の概要**

**(1) コンプライアンス体制**

- ① 当社の社是である「誠実を造り、誠実を売り、誠実をサービスする」を根幹に全社共通の価値観として再構築したミッション・ビジョン・バリュー（MVV）の浸透を図るため、経営企画室より毎月「MVV紐解きレター」を発信し、当社及び子会社の役員及び社員に周知徹底しました。
- ② コンプライアンス委員会では、年2回のコンプライアンスに関するモニタリングを実施する他、コンプライアンスホットラインへの通報及び相談に対して都度迅速に対応しております。  
また、当社及び子会社の役員及び社員にコンプライアンスの基本知識をまとめたメールマガジンを配信し、コンプライアンスの意識向上を図っております。  
さらに、当社及び子会社の役員及び社員を対象に「下請法」をテーマとした勉強会を実施しました。

**(2) リスク管理体制**

- ① 業務遂行におけるリスク低減対策等の取組み状況を発表するリスクアセスメント運動発表大会を年1回開催しております。
- ② 心理的安全性の高い職場環境づくりの一環として、若手社員にメンタルサポートを中心とした育成支援を行う「メンター制度」を運用しております。  
また、当社及び子会社の社員の心身の健康を保持するため、長時間労働に係る産業医面談基準を見直しました。

- ③ 内部監査室は、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、内部統制について監査を実施し、その結果を代表取締役社長に提出するとともに、取締役会及び監査役会に報告しております。

また、監査役及び会計監査人との三者間で、特定のリスク情報やモニタリングが必要な項目に関する課題認識等について意見交換しております。

### (3) 取締役及び監査役の職務の執行

- ① 独立性の高い社外取締役を2名選任し、経営に関する豊富な経験と専門的見地から、取締役会等において議案審議に有用な意見や助言を受けるなど、経営に対する監督機能の強化を図っております。

また、社外役員にタブレット端末を配布し、取締役会等への出席率の維持向上とテレビ会議システムを活用した効率的な議案審議を行える環境を整備しております。

さらに、社外役員に経営会議や年度方針・予算検討会の資料等を事前共有し、意見交換を実施しております。

- ② 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催する他、当事業年度において、常勤監査役及び執行役員を含めた常勤役員会を31回、経営会議を12回開催し、経営計画の進捗状況及び施策の実施状況等を確認するとともに、必要な検討を行いました。

- ③ 監査役は、当事業年度において、監査役会を9回開催する他、代表取締役社長との意見交換会を3回開催しました。

また、適宜、会計監査人との意見交換も実施しております。

- ④ IT機器・技術の活用増加などDX推進に伴う情報資産の適切な保護と情報セキュリティ組織・教育体制を構築するため、「情報セキュリティ管理規程」等を整備しました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
|--------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>      |               | <b>(負債の部)</b>            |               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>10,033</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>8,015</b>  |
| 現 金 及 び 預 金        | 3,243         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金        | 796           |
| 受 取 手 形            | 357           | 電 子 記 録 債 務              | 2,087         |
| 売 掛 金              | 2,240         | 短 期 借 入 金                | 3,150         |
| 契 約 資 産            | 317           | 未 払 費 用                  | 726           |
| 電 子 記 録 債 権        | 1,721         | 未 払 法 人 税 等              | 270           |
| 商 品 及 び 製 品        | 272           | 設 備 関 係 支 払 手 形          | 105           |
| 仕 掛 品              | 1,265         | 契 約 負 債                  | 10            |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品    | 589           | リ ー ス 債 務                | 42            |
| そ の 他              | 28            | そ の 他                    | 826           |
| 貸 倒 引 当 金          | △4            | <b>固 定 負 債</b>           | <b>3,161</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>9,922</b>  | 長 期 借 入 金                | 225           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>3,528</b>  | 退 職 給 付 に 係 る 負 債        | 1,388         |
| 建 物 及 び 構 築 物      | 955           | 繰 延 税 金 負 債              | 1,108         |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具  | 734           | リ ー ス 債 務                | 127           |
| 土 地                | 1,584         | そ の 他                    | 312           |
| リ ー ス 資 産          | 208           | <b>負 債 合 計</b>           | <b>11,177</b> |
| そ の 他              | 46            | <b>(純資産の部)</b>           |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>74</b>     | 株 主 資 本                  | 5,372         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>6,319</b>  | 資 本 金                    | 1,641         |
| 投 資 有 価 証 券        | 6,124         | 資 本 剰 余 金                | 1,226         |
| 繰 延 税 金 資 産        | 3             | 利 益 剰 余 金                | 2,636         |
| そ の 他              | 207           | 自 己 株 式                  | △130          |
| 貸 倒 引 当 金          | △15           | その他の包括利益累計額              | 3,406         |
|                    |               | その他有価証券評価差額金             | 3,380         |
|                    |               | 退職給付に係る調整累計額             | 25            |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>8,779</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>19,956</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>19,956</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2023年 4 月 1 日から)  
(2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額  |        |
|-----------------|------|--------|
| 売上高             |      | 13,515 |
| 売上原価            |      | 10,209 |
| 売上総利益           |      | 3,305  |
| 販売費及び一般管理費      |      | 2,643  |
| 営業利益            |      | 662    |
| 営業外収益           |      |        |
| 受取利息及び配当金       | 150  |        |
| 雑収入             | 68   | 218    |
| 営業外費用           |      |        |
| 支払利息            | 34   |        |
| 雑支出             | 14   | 48     |
| 経常利益            |      | 832    |
| 特別利益            |      |        |
| 投資有価証券売却益       | 325  | 325    |
| 税金等調整前当期純利益     |      | 1,157  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 272  |        |
| 法人税等調整額         | △163 | 108    |
| 当期純利益           |      | 1,048  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |      | 1,048  |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から  
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         |        |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|--------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高               | 1,641   | 1,226     | 1,628     | △130    | 4,365  |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           | △41       |         | △41    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |         |           | 1,048     |         | 1,048  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |           | △0      | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |           |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －         | 1,007     | △0      | 1,007  |
| 当 期 末 残 高               | 1,641   | 1,226     | 2,636     | △130    | 5,372  |

(単位：百万円)

|                         | その他の包括利益累計額      |                  |                   | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|------------------|-------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 1,424            | △155             | 1,268             | 5,634     |
| 当 期 変 動 額               |                  |                  |                   |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                  |                   | △41       |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |                  |                  |                   | 1,048     |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |                  |                   | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 1,955            | 181              | 2,137             | 2,137     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 1,955            | 181              | 2,137             | 3,144     |
| 当 期 末 残 高               | 3,380            | 25               | 3,406             | 8,779     |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

|          |                |
|----------|----------------|
| 連結子会社の数  | 1 社            |
| 連結子会社の名称 | 昭和トータルサービス株式会社 |

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品

主として総平均法

原 材 料

移動平均法

なお、評価基準については、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっ  
ております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定率法によっております。主な耐用年数は、  
建物及び構築物（3年～50年）、機械装置及び運搬具  
（4年～12年）であります。

###### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社  
内における利用可能期間（5年）で償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準  
貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

① 機器装置事業  
(国内製品販売)

国内販売における収益の履行義務は、主に約定の仕様を満たす製品の納入であります。出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、当該製品の収益の認識時点は、主に出荷時点で認識しております。また、当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。なお、取引対価は、契約条件に従い、主に商品及び製品の引き渡し後（もしくは顧客検収後）概ね 1 か月以内に受領しております。

(海外製品販売)

海外販売における主な収益の履行義務は、製品の引き渡しと製品の据付設置及び試運転作業の実施などの付随サービスの提供であります。当該収益の認識時点は、主として製品の引き渡しについては契約書に定められた所有権移転時点（主に船積時点）、据付設置及び試運転作業については顧客検収時点（検収書発行時）で認識しております。なお、取引対価は、契約条件に従い、製品の引き渡しについては船積後概ね 2 か月以内、据付設置及び試運転作業については顧客検収後概ね 2 か月以内に受領しております。

② 素形材加工事業

素形材加工事業における収益の履行義務は、主に約定の仕様を満たす製品の納入であります。出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、当該製品の収益の認識時点は、主に出荷時点で認識しております。また、当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。なお、取引対価は、契約条件に従い、主に商品及び製品の引き渡し後（もしくは顧客検収後）概ね 1 か月以内に受領しております。

③ サービスエンジニアリング事業

サービスにおける収益の履行義務は、顧客が使用する製品の保守点検・メンテナンスに係る有償サービスの提供であります。当該収益の認識時点は顧客検収時点で認識しております。なお、取引対価は、契約条件に従い、主に顧客検収後概ね 1 か月以内に受領しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

## 会計上の見積りに関する注記

(貸倒引当金)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 19百万円

2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

連結注記表の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金」に記載のとおりであります。なお、サーモデバイス事業部の海外向け債権 (547百万円) については、取引先の財政状態に基づく支払能力を個別に評価しております。

- (2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

サーモデバイス事業部の海外取引先の支払能力は、決算日に入手可能な液晶パネルの市場予測や価格動向及び取引先の財政状態に基づいて評価しております。

- (3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来見直しが必要になった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の貸倒引当金が発生する可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 担保に供している資産

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 建物及び構築物   | 46百万円           |
| 機械装置及び運搬具 | 0百万円            |
| 土地        | 364百万円          |
| 投資有価証券    | 785百万円          |
| 合 計       | <u>1,197百万円</u> |

- (2) 担保に係る債務

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 短期借入金              | 1,150百万円        |
| 長期借入金(1年内返済予定額を含む) | 145百万円          |
| 合 計                | <u>1,295百万円</u> |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,113百万円

連結損益計算書に関する注記

(投資有価証券売却益)

韓国出資会社であるKCInnovationCo.,Ltd株式の売却及び国内政策保有株式の売却に係るものであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

| 発行済株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|----------|--------------|-------------|
| 普通株式 (株) | 897,000      | 897,000     |

2. 自己株式の種類及び株式数

| 自己株式の種類  | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|----------|--------------|-------------|
| 普通株式 (株) | 73,018       | 73,063      |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                        | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2023年6月28日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 41百万円  | 50円00銭   | 2023年3月31日 | 2023年6月29日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|-------|--------|----------|------------|------------|
| 普通株式  | 115百万円 | 140円00銭  | 2024年3月31日 | 2024年6月27日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることとしております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に空調機器、熱源機器、熱処理炉、各種鋳物製品製造販売事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、一時的な余資は銀行預金又は安全性の高い債券等に限定して運用しております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理基準に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、定期的に時価や財政状態を把握し、発行会社との関係を勘案したうえで、継続保有の検討を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| 区分     | 連結貸借対照表<br>計上額（百万円） | 時価<br>（百万円） | 差額<br>（百万円） |
|--------|---------------------|-------------|-------------|
| 投資有価証券 |                     |             |             |
| 其他有価証券 | 6,045               | 6,045       | －           |
| 資産計    | 6,045               | 6,045       | －           |
| 長期借入金  | 225                 | 223         | △1          |
| 負債計    | 225                 | 223         | △1          |

（注）「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

なお、市場価格のない株式等は、「投資有価証券の其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

| 区分    | 連結貸借対照表<br>計上額（百万円） |
|-------|---------------------|
| 非上場株式 | 78                  |

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分     | 時価（百万円） |      |      |       |
|--------|---------|------|------|-------|
|        | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券 |         |      |      |       |
| 其他有価証券 |         |      |      |       |
| 株式     | 6,045   | —    | —    | 6,045 |
| 資産計    | 6,045   | —    | —    | 6,045 |

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価（百万円） |      |      |     |
|-------|---------|------|------|-----|
|       | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 長期借入金 | —       | 223  | —    | 223 |
| 負債計   | —       | 223  | —    | 223 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### ①投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### ②長期借入金

これらの時価は元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、それぞれレベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 収益の分解

当社グループは、機器装置事業、素形材加工事業及びサービスエンジニアリング事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、熱源・空調・環境・サーモデバイス製品、素形材加工製品及び保守サービスであります。また、各事業の売上高は、機器装置事業7,341百万円、素形材加工事業2,255百万円及びサービスエンジニアリング事業3,917百万円であります。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、77百万円であり、当社は当該残存履行義務について、期末日後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。また、契約負債は前受金であり、収益の認識に応じて順次取り崩される見込みであります。なお、期首時点における契約負債残高のうち当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |            |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 10,654円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1,272円88銭  |

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       |  | 金 額    | 科 目          |  | 金 額    |
|-----------|--|--------|--------------|--|--------|
| (資産の部)    |  |        | (負債の部)       |  |        |
| 流動資産      |  | 9,908  | 流動負債         |  | 7,989  |
| 現金及び預金    |  | 3,103  | 支払手形         |  | 18     |
| 受取手形      |  | 357    | 電子記録債権       |  | 2,087  |
| 売掛金       |  | 2,225  | 買掛金          |  | 776    |
| 契約資産      |  | 317    | 短期借入金        |  | 3,150  |
| 電子記録債権    |  | 1,721  | 未払金          |  | 135    |
| 商品及び製品    |  | 272    | 未払費用         |  | 710    |
| 仕掛品       |  | 1,265  | 未払法人税等       |  | 266    |
| 原材料       |  | 589    | 預り金          |  | 306    |
| 前払費用      |  | 13     | 設備関係支払手形     |  | 105    |
| その他金      |  | 45     | 契約負債         |  | 10     |
| 貸倒引当金     |  | △4     | リース債務        |  | 42     |
| 固定資産      |  | 9,616  | その他の         |  | 379    |
| 有形固定資産    |  | 3,182  | 固定負債         |  | 3,125  |
| 建物        |  | 751    | 長期借入金        |  | 225    |
| 構築物       |  | 44     | 預り保証金        |  | 312    |
| 機械及び装置    |  | 731    | 退職給付引当金      |  | 1,363  |
| 車両運搬具     |  | 2      | 繰延税金負債       |  | 1,096  |
| 工具、器具及び備品 |  | 36     | リース債務        |  | 127    |
| 土地        |  | 1,402  | 負債合計         |  | 11,114 |
| リース資産     |  | 208    | (純資産の部)      |  |        |
| 建設仮勘定     |  | 4      | 株主資本         |  | 5,028  |
| 無形固定資産    |  | 74     | 資本金          |  | 1,641  |
| 投資その他の資産  |  | 6,359  | 資本剰余金        |  | 1,226  |
| 投資有価証券    |  | 6,124  | 資本準備金        |  | 532    |
| 関係会社株     |  | 70     | その他資本剰余金     |  | 693    |
| その他       |  | 180    | 利益剰余金        |  | 2,292  |
| 貸倒引当金     |  | △15    | その他利益剰余金     |  | 2,292  |
|           |  |        | 繰越利益剰余金      |  | 2,292  |
|           |  |        | 自己株式         |  | △130   |
|           |  |        | 評価・換算差額等     |  | 3,380  |
|           |  |        | その他有価証券評価差額金 |  | 3,380  |
|           |  |        | 純資産合計        |  | 8,409  |
| 資産合計      |  | 19,524 | 負債及び純資産合計    |  | 19,524 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年 4 月 1 日から  
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 13,277 |
| 売上原価         | 10,035 |
| 売上総利益        | 3,242  |
| 販売費及び一般管理費   | 2,608  |
| 営業利益         | 633    |
| 営業外収益        |        |
| 受取利息及び配当金    | 150    |
| 雑収入          | 69     |
| 営業外費用        |        |
| 支払利息         | 34     |
| 雑支出          | 18     |
| 経常利益         | 800    |
| 特別利益         |        |
| 投資有価証券売却益    | 325    |
| 税引前当期純利益     | 1,126  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 259    |
| 法人税等調整額      | △161   |
| 当期純利益        | 1,028  |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から)  
(2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |                                 |              |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|---------------------------------|--------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金                       |              |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 1,641   | 532       | 693            | 1,226        | 1,304                           | 1,304        |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |                                 |              |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |                |              | △41                             | △41          |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                |              | 1,028                           | 1,028        |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |                |              |                                 |              |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |                |              |                                 |              |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －         | －              | －            | 987                             | 987          |
| 当 期 末 残 高               | 1,641   | 532       | 693            | 1,226        | 2,292                           | 2,292        |

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |                | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|----------------|------------------|----------------|-------|
|                         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |
| 当 期 首 残 高               | △130    | 4,041          | 1,424            | 1,424          | 5,466 |
| 当 期 変 動 額               |         |                |                  |                |       |
| 剰 余 金 の 配 当             |         | △41            |                  |                | △41   |
| 当 期 純 利 益               |         | 1,028          |                  |                | 1,028 |
| 自 己 株 式 の 取 得           | △0      | △0             |                  |                | △0    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |                | 1,955            | 1,955          | 1,955 |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △0      | 987            | 1,955            | 1,955          | 2,942 |
| 当 期 末 残 高               | △130    | 5,028          | 3,380            | 3,380          | 8,409 |

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品

主として総平均法

原 材 料

移動平均法

なお、評価基準については、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。主な耐用年数は、建物（3年～50年）、機械及び装置（12年）であります。

##### (2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

#### (1) 機器装置事業

##### （国内製品販売）

国内販売における収益の履行義務は、主に約定の仕様を満たす製品の納入であります。出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、当該製品の収益の認識時点は、主に出荷時点で認識しております。また、当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。なお、取引対価は、契約条件に従い、主に商品及び製品の引き渡し後（もしくは顧客検収後）概ね1か月以内に受領しております。

(海外製品販売)

海外販売における主な収益の履行義務は、製品の引き渡しと製品の据付設置及び試運転作業の実施などの付随サービスの提供であります。当該収益の認識時点は、主として製品の引き渡しについては契約書に定められた所有権移転時点（主に船積時点）、据付設置及び試運転作業については顧客検収時点（検収書発行時）で認識しております。なお、取引対価は、契約条件に従い、製品の引き渡しについては船積後概ね2か月以内、据付設置及び試運転作業については顧客検収後概ね2か月以内に受領しております。

(2) 素形材加工事業

素形材加工事業における収益の履行義務は、主に約定の仕様を満たす製品の納入であります。出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、当該製品の収益の認識時点は、主に出荷時点で認識しております。また当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。なお、取引対価は、契約条件に従い、主に商品及び製品の引き渡し後（もしくは顧客検収後）概ね1か月以内に受領しております。

(3) サービスエンジニアリング事業

サービスにおける収益の履行義務は、顧客が使用する製品の保守点検・メンテナンスに係る有償サービスの提供であります。当該収益の認識時点は顧客検収時点で認識しております。なお、取引対価は、契約条件に従い、主に顧客検収後概ね1か月以内に受領しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

## 会計上の見積りに関する注記

(貸倒引当金)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 19百万円

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報に関する注記については、連結計算書類「会計上の見積りに関する注記 2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」と同一の内容であるため、記載を省略しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 担保に供している資産

|             |   |                 |
|-------------|---|-----------------|
| 建           | 物 | 46百万円           |
| 機 械 及 び 装 置 |   | 0百万円            |
| 土 地         |   | 364百万円          |
| 投 資 有 価 証 券 |   | 785百万円          |
| 合 計         |   | <u>1,197百万円</u> |

- (2) 担保に係る債務

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 短 期 借 入 金          | 1,150百万円        |
| 長期借入金(1年内返済予定額を含む) | 145百万円          |
| 合 計                | <u>1,295百万円</u> |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,061百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|             |       |
|-------------|-------|
| 短 期 金 銭 債 権 | 30百万円 |
| 長 期 金 銭 債 権 | 35百万円 |
| 短 期 金 銭 債 務 | 3百万円  |

損益計算書に関する注記

(関係会社との取引高)

営業取引による取引高

仕 入 高 41百万円

営業取引以外の取引高 4百万円

(投資有価証券売却益)

韓国出資会社であるKCInnovationCo.,Ltd株式の売却及び国内政策保有株式の売却に係る  
ものであります。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

| 自己株式の種類  | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度末株式数 |
|----------|------------|-----------|
| 普通株式 (株) | 73,018     | 73,063    |

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金 394百万円

未払賞与 141百万円

投資有価証券 126百万円

減損損失 52百万円

棚卸資産 10百万円

貸倒引当金 5百万円

その他 68百万円

繰延税金資産小計 800百万円

評価性引当額 539百万円

繰延税金資産合計 261百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 1,357百万円

繰延税金負債合計 1,357百万円

繰延税金負債の純額 1,096百万円

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「収益認識に関する注記」に同一の記載をしているため、注記を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

|               |            |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 10,206円35銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1,248円25銭  |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

昭和鉄工株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 上田 知範 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 室井 秀夫 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和鉄工株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和鉄工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

昭和鉄工株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 上田 知範 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 室井 秀夫 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和鉄工株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

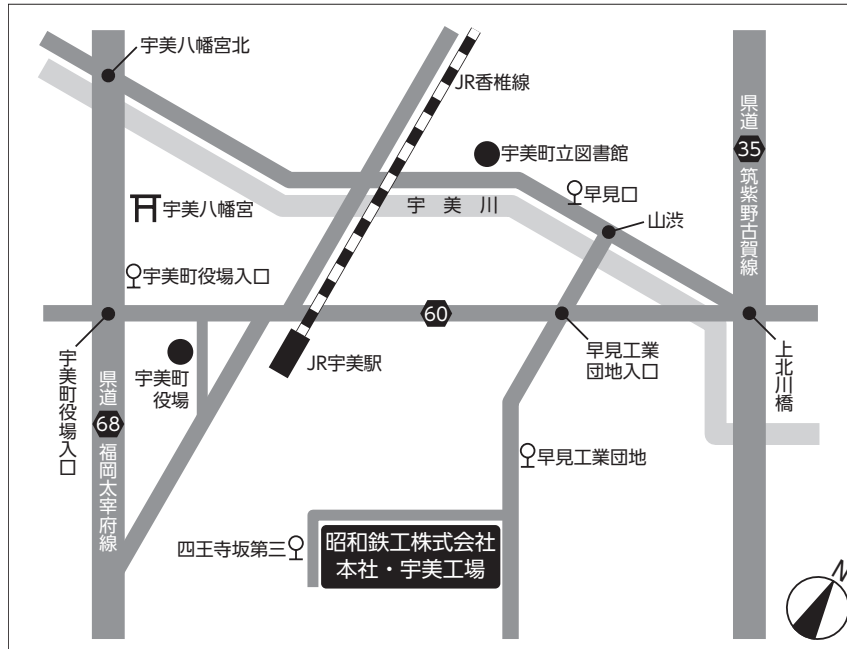
昭和鉄工株式会社 監査役会

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 伊 達 正 治 | ㊞ |
| 社外監査役 | 吉 田 泰 彦 | ㊞ |
| 社外監査役 | 本 田 隆 茂 | ㊞ |

以 上

# 株主総会会場のご案内図

■場 所 福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3351番地 8  
当 社 宇美工場会議室  
電 話 (092) 933-6391



## ■交通機関

- 西鉄バスご利用の場合  
「博多バスターミナル」から系統番号37番で約50分  
「早見工業団地」下車 徒歩約3分
- J R ご利用の場合  
「宇美駅」から徒歩約20分 または  
西鉄バス「J R 宇美駅」から系統番号37番で約4分  
「早見工業団地」下車 徒歩約3分
- お車でお越しの場合  
福岡空港より約25分  
博多駅より約40分

